

# スポーツの普及政策とアイディア

## -Sport for allと生涯スポーツ-

筑波大学 成瀬 和弥

スポーツ政策とは

スポーツの振興やスポーツの持つ諸価値を社会に体现させることを目的とする政策。

真山(2020)

スポーツの普及 など

- \* 地域振興
- \* 健康増進
- \* 教育 など

スポーツ基本法

第六条

国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

# スポーツ・フォー・オール誕生

戦後、ヨーロッパ（西ドイツやイギリスなど）で、  
スポーツ・フォー・オールの理念が誕生

ヨーロッパ全体に波及させる動き



欧州評議会に憲章を策定するように  
働きかける

## Sport for all（みんなのスポーツ）

年齢、性別、障害の有無や人種などに関わらず、**すべての人がスポーツの恩恵を享受できるようにする**ことを目指した標語。

1950～60年代

ヨーロッパ諸国において、スポーツをすべての国民に普及する機運が高まる

## \* 人間疎外

戦後復興が進み、経済が進展。国民の生活水準は向上。一方で、労働を中心とした生活で、本来の人間的な生活から逸脱し機械の一部のような扱い。

## \* 健康問題の顕在化

肥満や糖尿病、それを起因とした脳・心血管系疾患の増加  
→ **文明病。運動不足**が起因

## 欧州評議会

1976年 ヨーロッパ スポーツ・フォー・オール憲章 採択

すべての個人には、**スポーツに参加する権利**がある。（第1条）



スポーツの振興は奨励されるべきであり、そのための援助は**公的財源から支出**されなければならない。（第2条）

スポーツ・フォー・オールは世界各国に波及。  
スポーツ政策に多大な影響。

ex) ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」（1978）など

# 1992年 欧州評議会

ヨーロッパスポーツ・フォア・オール憲章を改定

- \* **新ヨーロッパスポーツ憲章** (The European Sports Charter)
- \* **ヨーロッパ・スポーツ倫理綱領：フェアプレイ－勝利への道**  
(CODE OF SPORTS ETHICS: FAIR PLAY - THE WINNING WAY)

各国政府は、すべての人がスポーツに参加できるようにする。(第1条)



この憲章から、「権利」という言葉が削除

しかし、改定の経緯や憲章全体の内容から、権利性は意義は、新ヨーロッパスポーツ憲章にも引き継がれていると解釈できる(井上,2011)。

# 2021年 欧州評議会

新ヨーロッパスポーツ憲章を改定 → 大項目の設定など

A. Introductory provisions (導入規定)

B. Stakeholders (ステークホルダー)

C. Values-based sport (価値観に基づくスポーツ)

D. Sport for all (スポーツ・フォー・オール)

E. Means (方法)

F. Final provisions (最終規定)

## D. Sport for all

### Article 10 - The right to sport (抜粋)

1. **Access to sport for all is considered to be a fundamental right.** All human beings have an inalienable right of access to sport in a safe environment, both inside and outside school settings, which is essential for their personal development and instrumental in the exercise of the rights to health, education, culture and participation in the life of the community.

### 第10条 スポーツに関する権利 (仮訳)

1. すべての人がスポーツにアクセスできることは、基本的権利であると考えられている。すべての人間は、学校の内外を問わず、安全な環境の中でスポーツをする侵すことのできない権利を有している。これは、個人の発達に不可欠であり、健康、教育、文化、地域社会生活への参加の権利の行使に役立つものである。



# Article 11 - Building the foundations for the practice of sport (抜粋)

1. All appropriate steps should be taken to develop physical literacy and physical fitness among young people, enabling them to acquire fundamental movement skills and to encourage them to practise sport, notably by:

## 第11条 - スポーツ実践の基盤づくり (仮訳)

1. 若者の身体的リテラシーと体力を向上させ、基本的な運動技能を習得できるようにし、特に以下のような方法でスポーツの実践を奨励するために、あらゆる適切な措置を講じるべきである:

## Article 12 - Developing participation (抜粋)

1. The practice of sport, whether for the purpose of leisure and recreation, health promotion or improving performance, shall be promoted across the whole population through the provision of appropriate facilities and programmes of all kinds and of access to qualified coaches, instructors and staff, whether volunteers or professionals.

### 第12条 参加の展開 (仮訳)

1. スポーツの実践は、レジャーやレクリエーション、健康増進、競技力向上などの目的を問わず、あらゆる種類の適切な施設やプログラムを提供し、ボランティアであれ専門家であれ、有資格のコーチや指導者、スタッフを利用できるようにすることで、国民全体で推進されなければならない。

# Article 13 - Improving performance

1. The practice of sport at higher levels shall be supported and encouraged in appropriate and specific ways. The support shall cover such areas as talent identification and counselling, the provision of suitable facilities, developing care and support for athletes using sports medicine and sports science in line with sports ethical standards, encouraging scientific coaching and providing training for coaches and others with leadership functions and helping clubs to provide appropriate structures and competitive outlets.

## 第13条 パフォーマンスの向上 (仮訳)

1. より高いレベルでのスポーツの実践は、適切かつ具体的な方法で支援・奨励されなければならない。この支援は、才能の発掘やカウンセリング、適切な施設の提供、スポーツ倫理基準に沿ったスポーツ医学やスポーツ科学を用いた選手のケアやサポートの開発、科学的なコーチングの奨励、コーチや指導的な立場にある人へのトレーニングの提供、クラブが適切な組織や競技の場を提供するための支援といった分野を対象とする。

## Article 14 - Supporting top-level and professional sport (抜粋)

1. Methods of providing appropriate direct or indirect support for athletes who demonstrate exceptional sporting qualities shall be devised in order to give them opportunities to fully develop their sporting and human abilities, while ensuring full respect for their individual personality and physical and moral integrity. Such support should include aspects relating to the identification of talent, to the dual careers of athletes, to balanced education while in training institutes, and to a smooth integration into society through the development of career prospects during and after involvement in high-level sport.

### 第14条 トップレベルおよびプロスポーツの支援 (仮訳)

1. 卓越したスポーツの資質を発揮している競技者に対しては、個人の人格、身体的・道徳的完全性を十分に尊重しつつ、そのスポーツ的・人間的能力を十分に伸ばす機会を与えるために、適切な直接的・間接的支援の方法を考案しなければならない。このような支援には、才能の発掘、アスリートのデュアルキャリア、養成施設でのバランスの取れた教育、ハイレベルなスポーツに参加中および参加後のキャリア展望の開拓を通じた社会への円滑な統合に関する側面が含まれるべきである。

## 2021年 新ヨーロッパスポーツ憲章（改定版）

「Sport for all」という項目を新たに設置。

すべての人がスポーツにアクセスできることは基本的な権利（第10条）であると明示。

Sport for allとは、パフォーマンスの向上やトップレベル、プロスポーツをも包含する理念であることが示された。

# 生涯スポーツ政策

- 生涯スポーツ推進事業

1982年度から文部省が、市町村への補助事業として実施

- ① 少年スポーツ活動育成事業
- ② 少年スポーツクラブ育成事業
- ③ 親子スポーツ活動推進事業
- ④ 高齢者スポーツ開発事業
- ⑤ 高齢者スポーツ活動推進事業
- ⑥ 婦人スポーツ活動推進事業
- ⑦ 勤労青少年スポーツ活動推進事業

# 日本で「生涯スポーツ」が 普及した理由

## ① 文部省の機構改革 実施

(1988 (昭和63) 年7月)

\* 生涯学習局の設置

\* スポーツ課を「生涯スポーツ課」

「競技スポーツ課」

## ② 文部省の施策

「生涯スポーツコンベンション」

# 生涯スポーツ

多様な個人的、社会的特性を有する**すべての人びと**、一人ひとりが、**生涯にわたって**あらゆる**機会**とあらゆる**場所**において**自主的に**その適性および健康状態に応じて**スポーツを享受する**文化的な活動の総体。

文部省

**生涯スポーツ = 生涯教育 + Sport for all**



P. ラングランの「生涯教育」

“lifelong **integrated** education”

“ 教育とは、ひとりの人が初等・中等あるいは大学のいずれを問わず学校を卒業したからといって終了するものではなく、生涯を通して続くものである。 ”

• ポール・ラングラン(1910-2003)

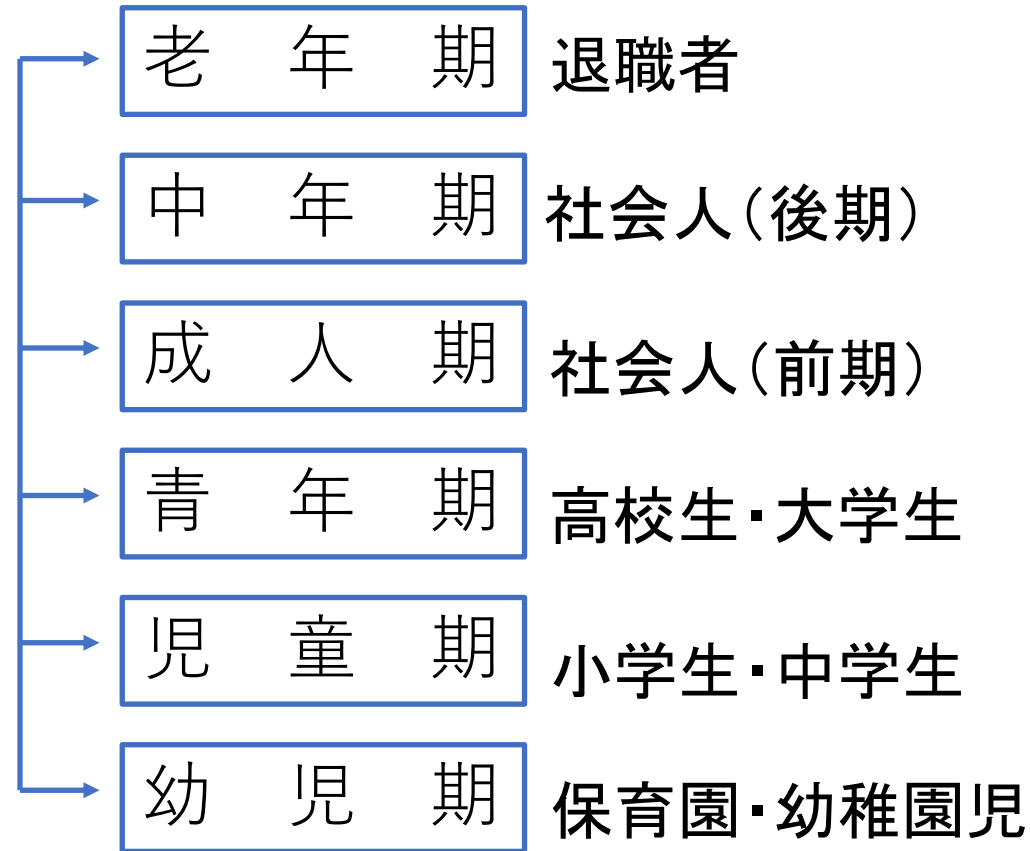
フランス生まれ、ユネスコの成人教育部長等を歴任。「生涯教育」を提唱。

## ラングランの指摘

- ①身体活動ないしスポーツ活動は、一生を通じてほんの短時間においてのみ行われるという考え方を捨てなければならない。
- ②スポーツを単に筋肉活動だけに限らず、また、他の文化から独立させることなくあらゆる人々の知的、道徳的、芸術的、社会的、市民的活動と結びつけスポーツと生涯教育をうまく統合しなければならない。

# 生涯スポーツの考え方

それぞれのライフステージでスポーツを楽しみ、  
継続できるようにする。



各ライフステージでのスポーツの取組みにフォーカスしすぎており、  
ライフステージの移動により、スポーツが中断。

# Ideas

\* 世界観 (world views)

宗教や主権概念など。

\* 道義的信念 (principled beliefs)

「善と悪」など区別する基準や規範

\* 因果的信念 (causal beliefs)

「Aという原因でBという結果になる」という  
因果関係

(Goldstein and Keohane, 1993)

# ヨーロッパにおける Sport for all の展開

すべての人にスポーツの恩恵を **【世界観】**



憲章の制定→ Sport for all政策の**制度化、具体化**  
この基盤となる考えが「権利」



グラスルーツだけでなく、トップスポーツやプロスポーツをも包含した、**スポーツ政策全体の中核をなす方針**に

## 日本における生涯スポーツ政策の展開

スポーツ・フォー・オールだけでなく、  
「生涯教育」という世界観とも重なり合う

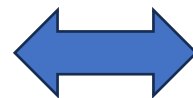


「生涯スポーツ」の誕生。スポーツを普及するための政策として、全国的に普及し展開された。

一方、現在国のスポーツ政策では「生涯スポーツ」という用語はほとんど確認できない。

つまり、日本では、スポーツ政策全体の中核となるような位置付けにはならなかった。

**生涯スポーツ**



**競技スポーツ**

# 日本のスポーツ普及政策の課題

- ヨーロッパのスポーツ・フォー・オールと日本の生涯スポーツは異なる考え方となった。
- この違いをどのように修正し、ヨーロッパの考えと調和させたり整合させたりすれば良いのか、検討すべきではないか。

本報告は、科学研究費補助金「生涯スポーツ政策の実像と効果の解明」（23K10656）の成果を元に作成したものです。